

京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション
瀬戸臨海実験所水族館観覧規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前略) (観覧料) 第5条 観覧料は、次のとおりとする。			(観覧料) 第5条 観覧料は、次のとおりとする。		
区分	大人 (高等学校の生徒 又はこれと同等以 上の年齢の者)	小人 (中学校の生徒又 は小学校の児童)	区分	大人 (高等学校の生徒 又はこれと同等以 上の年齢の者)	小人 (中学校の生徒又 は小学校の児童)
個人 観覧料	1人につき 500円	1人につき 110円	個人 観覧料	1人につき 600円	1人につき 200円
団体 観覧料	1人につき 450円	1人につき 60円	団体 観覧料	1人につき 550円	1人につき 150円
備考 1 } 2 } (略) 3 }			備考 1 } 2 } (同左) 3 } 4 <u>次に掲げる手帳又は書類(以下「障害者手帳等」という。)の交付を受けている者は、当該障害者手帳等を提示した場合、その観覧料を団体観覧料とする。</u> (1) <u>身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳</u> (2) <u>精神保健及び精神障害者福祉法に関する規定による精神障害者保健福祉手帳</u> (3) <u>知的障害者福祉法施行令の規定による判定書(療育手帳制度要綱に規定する療育手帳)</u>		
(後略)			附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。		